

# 介護保険住宅改修費申請の手引き

上越市 高齢者支援課  
(令和8年4月1日)

## 1 住宅改修を検討している方へ

介護保険住宅改修費は、要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されるものです。そのため、手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

### <改修業者の方へお願い>

住宅改修は、利用者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、利用者からの申請により介護保険から給付を行います。住宅改修費の支給は公費による給付であり、介護保険料を財源とした給付です。支給要件等をご確認いただき、適切に申請を行ってください。

#### ・ケアマネジャー・地域包括支援センター職員の役割

住宅改修を利用する場合は「住宅改修が必要な理由書」が必要となります。理由書は利用者の身体状況・家屋状況・介護の状況などを踏まえ、制度利用の必要性を記載するもので、ケアマネジャー等に作成をお願いしています。

住宅改修を行う際には、制度をよく理解した上で利用者・家族などに制度を説明し、申請の手続きを行うなど全体をコーディネートする役割が求められています。

このため、工事内容について先に利用者と協議・決定した後にケアマネジャー等に理由書の作成を依頼することのないようにしてください。

#### ・住宅改修にあたり検討していただきたいこと

「部屋の移動等の生活環境を見直すことで解決できる課題ではないか」、「これまでの生活動線を見直すことで解決できる課題ではないか」、「福祉用具購入・貸与で解決できる課題ではないか」等、改修を行わずに解決できる方法について、予め十分に検討してください。

## 2 住宅改修費の支給要件

住宅改修費の申請には、次の(1)～(6)いずれにも該当する必要があります。

- (1) 要介護（支援）認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行なわれること。
  - ※ 被保険者証記載以外の住所地は認められません。また、高齢者に適したつくりとなっているはずの特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則支給対象外です。
  - ※ これから住む予定であり、一度も生活したことがない住宅は原則として認められません。実際の生活動線や、どこに困っているかが不明であるためです。
- (3) 本人が在宅であること。
  - ※ 入院または施設に入所中の要介護（支援）の被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、償還払いのみの申請となり、退院・退所できなかつた場合は保険給付されません。病院（施設）などからの一時帰宅のための改修は支給対象外です。
- (4) 被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護保険制度の給付対象であること。なお、単なる老朽化や摩耗・故障などが原因で行う改修は支給対象外です。
- (5) 住宅所有者の承認を得ていること。
- (6) 住宅改修の着工前に事前の申請をして、市に着工を許可されていること。

### 住宅改修費の支給ができない場合（例）

- 事前申請と異なる工事を行った場合（手すりの高さ調節などの軽微な変更を除く）
- 行った改修が支給対象となる改修の種類に該当しない場合
- 被保険者の居住する住宅（＝住民票を置いている住宅）以外の住宅の改修を行った場合
- 行った改修の内容が被保険者に必要と認められない場合  
（被保険者本人のために行ったものと認められない場合など）
- 入院・入所中に申請したが、そのまま退院・退所せず被保険者が当該住宅を使わなかった場合
  - ※ 改修完了前に被保険者が死亡した場合、その時点で完成している部分の費用のみ支給されます。

### 3 住宅改修の種類

種 類	機能または構造など
1. 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防や移動、移乗動作に役立てることを目的として設置するものです。原則、片側のみ取付け可能です。
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をさします。ただし、取付け工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは対象外となります。 ※ 昇降機、リフト、段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象となりません。 ※ スロープの設置に伴う、転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置も含まれます。
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	以下のような住宅改修が該当します。 ○居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材などへの変更 ○浴室における、床材のすべりにくいものへの変更 ○通路面における、滑りにくい床材への変更 など 床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤整理も対象になります。
4. 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去なども含まれます。
5. 洋式便器等への便器の取替え	一般的には、和式便器を洋式便器に取り替える場合や、既存の便器の位置や向きの変更が想定されます。 ※ 和式便器から暖房便座や洗浄機能が付いた洋式便器への取替えは対象となりますが、既に使用している洋式便器にこれらの機能を追加する工事は対象となりません。 ※ 水洗でない和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化のための費用相当額は対象となりません。 ※ 改修予定の和式便器の近くに洋式便器が設置されている場合は当該洋式便器の使用ができることから、和式便器から洋式便器への変更であっても原則支給対象外となります。

※ なお、改修の内容によっては支給できない場合があります。支給対象となるかどうか不明な場合は、市へお問い合わせください。

## 4 住宅改修費の支給申請方法

住宅改修費は、次のいずれかの方法により支給されます。

償還払い	改修費用の全額を施工者に支払った後、市から費用の7割から9割の支給を受ける方法です。
受領委任払い	<p>改修費用の1割から3割のみを施工者に支払い、残りの7割から9割は市から施工者へ支給する方法です。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する人は、受領委任払いを利用することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている人</li><li>・医療機関または介護保険施設などに入院または入所中の人</li><li>・要介護認定の申請中のため、要介護度が決定していない人</li></ul>

## (1) 償還払いにより支給を受けるための手続き

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー等）に相談します。



2. 市へ申請を行います。

工事の前に、市へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」等を提出します。

（提出書類）

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（原則としてケアマネジャーが作成します。担当するケアマネジャーがいない場合は、市へご相談ください。）
- ③ 工事費見積もり書
- ④ 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人でない場合のみご提出ください。）
- ⑤ 改修前の写真（以下の点に注意して撮影してください。）
  - ・ 便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。
  - ・ 原則として撮影日がわかるものをご用意ください。
  - ・ 段差の解消や便器の取替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、撮影時にスケールを添えて写し込む等、事前と事後で高さの変更が明らかになるように撮影してください。
  - ・ 玄関の上がり框等の安全な段差昇降を目的とした手すりの設置の場合は、段差の状態が確認できるように撮影してください。
- ⑥ 住宅改修の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図を用いたもの）
- ⑦ その他必要な書類
  - ・ カタログ（床材や扉等）
  - ・ 利用者の日常生活上の動線がわかるように、改修する階全体の平面図（複数の手すりを取付ける場合や広範囲にわたり段差解消をする場合等）
  - ・ 住宅改修の承諾についてのお願い（賃貸住宅の場合）
  - ・ 市営住宅模様替え（増築等）承認書（市営住宅の場合）
  - ・ 県営住宅模様替え（増築等）承認書（県営住宅の場合）
  - ・ 代表相続人指定届・住宅改修の承諾書（住宅の所有者が死亡している場合）

※ 申請は、高齢者支援課（木田庁舎1階）、各総合事務所、北・南出張所で行うことができます。

※ 市へ申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。



3. 市が申請書類を審査します。

審査は、申請日から2～3日かかります。審査後に市からケアマネジャーに着工許可の連絡がいきますので、許可が出てから工事を始めてください。

※ 審査の結果、書類の再提出を求める場合があります。



**4. 市から「住宅改修費支給申請書確認通知書」が届きます。**

併せて、7. で使用する「介護保険住宅改修実施報告書」が届きます。



**5. 住宅改修を開始します。**



**6. 住宅改修が終了したら、改修費用の全額を施工者へ支払います。**



**7. 市へ住宅改修の終了を報告します。**

「介護保険住宅改修実施報告書」に必要事項を記入し、領収書等を市へ提出します。

(提出書類)

- ① 介護保険住宅改修実施報告書
- ② 領収証の原本（被保険者本人（フルネーム）宛てとし、必ず社印又は代表者印を押印してください。）  
また、原本を提出できないときは、コピーを提出するとともに市職員に原本を窓口で提示してください。
- ③ 工事費内訳書
- ④ 改修前および改修後の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、撮影日がわかるものをご用意ください。）



**8. 住宅改修費（改修費用の7割から9割）が支給されます。**

市から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」が届きます。その後、口座振込により、住宅改修費が支給されます。

## (2) 受領委任払いにより支給を受けるための手続き

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー等）に相談します。



2. 市へ申請を行います。

工事の前に、市へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」等を提出します。

（提出書類）

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（原則としてケアマネジャーが作成します。担当するケアマネジャーがいない場合は、市へご相談ください。）
- ③ 工事費見積もり書
- ④ 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人でない場合のみご提出ください。）
- ⑤ 改修前の写真（以下の点に注意して撮影してください。）
  - ・ 便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。
  - ・ 原則として撮影日がわかるものをご用意ください。
  - ・ 段差の解消や便器の取替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、撮影時にスケールを添えて写し込む等、事前と事後で高さの変更が明らかになるように撮影してください。
  - ・ 玄関の上がり框等の安全な段差昇降を目的とした手すりの設置の場合は、段差の状態が確認できるように撮影してください。
- ⑥ 住宅改修の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図を用いたもの）
- ⑦ その他必要な書類
  - ・ カタログ（床材や扉等）
  - ・ 利用者の日常生活上の動線がわかるように、改修する階全体の平面図（複数の手すりを取付ける場合や広範囲にわたり段差解消をする場合等）
  - ・ 住宅改修の承諾についてのお願い（賃貸住宅の場合）
  - ・ 市営住宅模様替え（増築等）承認書（市営住宅の場合）
  - ・ 県営住宅模様替え（増築等）承認書（県営住宅の場合）
  - ・ 代表相続人指定届・住宅改修の承諾書（住宅の所有者が死亡している場合）

- ※ 申請は、高齢者支援課（木田庁舎1階）、各総合事務所、北・南出張所で行うことができます。
- ※ 市へ申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。



3. 市が申請書類を審査します。

審査は、申請日から2～3日かかります。審査後に市からケアマネジャーに着工許可の連絡がいきますので、許可が出てから工事を始めてください。

- ※ 審査の結果、書類の再提出を求める場合があります。



4. 市から「住宅改修費支給申請書確認通知書」が届きます。

併せて、6. で使用する「介護保険住宅改修実施報告書」が届きます。



5. 住宅改修を開始します。



6. 住宅改修が終了したら、改修費用の1割から3割を施工者へ支払います。



7. 市へ住宅改修の終了を報告します。

「介護保険住宅改修実施報告書」に必要事項を記入し、領収書等を市へ提出します。

(提出書類)

- ① 介護保険住宅改修実施報告書
- ② 領収証の原本（被保険者本人（フルネーム）宛てとし、必ず社印又は代表者印を押印してください。）  
また、原本を提出できないときは、コピーを提出するとともに市職員に原本を窓口で提示してください。  
領収書の記載例は、10Pを参考にしてください。
- ③ 工事費内訳書
- ④ 改修前および改修後の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、撮影日がわかるものをご用意ください。）



8. 市から施工者へ、住宅改修費（改修費用の7割から9割）が支給されます。

市から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」が届きます。

## (参考) 受領委任払いにおける利用者負担の考え方

施工者は、住宅改修が完成したら、改修費用に1/10から3/10を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)を利用者負担額として利用者から受領します。

### 【利用者負担額(1割から3割)の算出に当たっての留意事項】

- 1円未満の端数は切り上げます。

(例) 改修費用の額が123,456円の場合

#### 【1割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 1/10 = 12,345.6 \text{円} \\ &\div \underline{12,346 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

#### 【2割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 2/10 = 24,691.2 \text{円} \\ &\div \underline{24,692 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

#### 【3割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 3/10 = 37,036.8 \text{円} \\ &\div \underline{37,037 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

- 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が上限額(20万円)を上回る場合は、上限額内の改修費用の額に1/10から3/10を乗じた額と上限額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

(例) 既に155,555円分の住宅改修を行っている利用者が、80,000円の住宅改修を行った場合

#### 【1割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額内の改修費用の額)} &= 200,000 \text{円} - 155,555 \text{円} \\ &= 44,445 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額を超える改修費用の額)} &= 80,000 \text{円} - 44,445 \text{円} \\ &= 35,555 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 44,445 \text{円} \times 1/10 + 35,555 \text{円} \\ &= 4,444.5 \text{円} + 35,555 \text{円} = 39,999.5 \\ &\div \underline{40,000 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

※ 上限額(20万円)を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

### 【領収書の記載例】

領収証には、以下の事項を記載してください。

- ① 領収日
- ② 支払者（利用者）名
- ③ 施工者の名称
- ④ （利用者負担額の）領収額
- ⑤ 改修費用（10割）の額

<b>領 収 証</b>	
令和〇〇年〇月〇日	
上 越 太 郎 様	
金 額	¥ 1 2 , 3 4 6 ー
但し トイレ、脱衣室及び浴室への手すりの取り付け及び廊下の段差解消 工事（改修費用 123,456 円）の利用者負担額として	
上記正に領収いたしました。	
（住宅改修施工事業者名） 印	

## 5 住宅改修費の支給上限額

上限額（20万円）までの住宅改修を行い、住宅改修費の支給を受けた場合は、その後再び住宅改修を行っても、住宅改修費の支給を受けることはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、改めて上限額までの住宅改修を利用することができます。

### (1) 介護の必要の程度が著しく高くなった場合

要介護度に応じた以下の「介護の必要の程度」の段階が、最初に住宅改修を着工した日から3段階以上上がった場合は、改めて上限額まで住宅改修を利用することができます。

ただし、この取扱いは1回に限られます。

介護の必要の程度（段階）	要 介 護 度
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1

### (2) 転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅における住宅改修の利用状況と関係なく、転居後の住宅について上限額まで住宅改修を利用することができます。

ただし、同住所地での建て替えは住所異動を伴わないため再度20万円までの利用が可能にはなりません。

また、区画整理等による地番変更（住宅は変わらず地番のみ変更）についても、再度20万円までの利用が可能にはなりません。

## 6 さいごに

住宅改修を行う際は、利用者と施工者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等との間の十分な連携のうえで実施されるようお願いいたします。

「介護保険住宅改修に関するQ & A」を作成しましたので、申請時等の参考としてください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<p>(お問い合わせ先) 上越市高齢者支援課 賦課給付係</p>	<p>〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 電話番号 025 (520) 5706 FAX番号 025 (525) 5157 Eメールアドレス kaigo@city.joetsu.lg.jp</p>
--	---